

現行2期計画の概要

第1章 計画の考え方

- 本計画は、各区の地域福祉を推進する取り組みをさらに強力に支援するとともに、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど、各区に共通する課題や法・制度改革等への対応を市域全体で取り組んでいくために策定する（計画期間：令和3～5年度の3年間）
- 区地域福祉計画等（地域福祉ビジョン等）との関係

	位置づけ	内容
区地域福祉計画等（地域福祉ビジョン等）	区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	・地域福祉に関する区の方針 ・住民の地域福祉活動を支える取り組み ・区域全体に共通する福祉課題への対応
本計画	区地域福祉計画等を支援する基礎的計画	・基本理念、目標 ・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全体で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取り組み

※ 本計画は、各区地域福祉計画等（地域福祉ビジョン等）と一体で、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成

第2章 地域福祉を取り巻く現状

統計データから見る大阪市、地域福祉にかかる法・制度の動向、各区の取り組み、第1期計画の進捗状況

第3章 計画の基本理念と基本目標

基本理念

だれもが自分らしく安心して 暮らし続けられる地域づくり

基本目標1

気にかける・つながる・支え合う地域づくり

- ・住民主体の地域課題の解決力強化
- ・地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
- ・災害時等における要援護者への支援

基本目標2

だれでも・いつでも・なんでも言える
相談支援体制づくり

- ・相談支援体制の充実
- ・地域における見守り活動の充実
- ・権利擁護支援体制の強化

第4章 各区に共通する課題等への具体的な取り組み

- 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備
- 福祉人材の育成・確保
- 権利擁護の取り組みの充実

地域福祉の実態把握

地域福祉にかかる実態調査の実施

地域福祉に関する市民の考え方やニーズ等を把握するため、令和4年9～10月に実態調査を実施。

- 世論（対象：18歳以上の市民から無作為抽出した8,000人、回答者数[率]：2,479人[31%]）
- 地域福祉活動の推進役としての地域住民（対象：民生委員・児童委員地区委員長、地域福祉コーディネーター等649人、回答者数[率]：544人[84%]）
- 地域福祉活動を支援する福祉専門職（対象：社協及び相談支援機関の職員558人、回答者数[率]：492人[88%]）

国・社会の動向

重層的支援体制整備事業の本格実施（令和3年度～）

3つの支援を一体的に行う包括的支援体制整備の手法の一つ

- 対象者の属性を問わない相談支援（アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働）
- 多様な参加支援
- 地域づくりに向けた支援

新型コロナウイルス感染症の拡大・蔓延

- 生活困窮の顕在化（生活福祉資金貸付の増加、住居確保給付金等）
- 孤独・孤立対策
- 地域福祉活動に与えている影響 など

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4～8年度）

地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

新たな課題等

- ヤングケアラー支援
- 災害対策（個別避難計画の作成）
- こども関係施策 など

次期3期計画について

現行計画策定後の各施策の状況や国の動向等を踏まえ、次期計画を策定する。

次期計画の策定のポイント

- 包括的な支援体制の整備状況
重層的支援体制整備事業の各要素を確認できる構成
・相談支援 ・参加支援 ・地域づくり支援
- 章立ての再整理
- 計画の指標（計画の進捗状況の把握）
地域福祉活動に関する市民意識、社会福祉法人の公益的な取り組み等
- 具体的な取り組みにかかる推進状況の評価
総合的な相談支援体制の充実事業 など

次期計画策定スケジュール（令和5年度 予定）

- 6～8月頃 地域福祉専門分科会 計画策定部会（計画素案の検討）
- 9～11月頃 地域福祉専門分科会（計画素案の検討・審議）
- 12月頃 パブリック・コメント実施
- 2月頃 地域福祉専門分科会（計画案の検討・審議）
- 3月頃 社会福祉審議会（計画案の確認）
- 3月末 次期計画策定